資料　2

産前産後期間の保険料軽減措置について

令和５年５月 19 日公布の全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 31 号）の施行に伴い、令和６年１月から出産被保険者に係る産前産後期間の保険料の軽減措置が講じられることとされた。

免除対象：出産する予定又は出産した被保険者の保険料の所得割額及び被保険者均等割額。

※当該軽減措置における「出産」とは、妊娠 85 日以上の分娩をいい、死産、流産（人工妊娠中絶を含む。）及び早産の場合も対象とする。

免除期間：出産の予定日又は出産日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３か月前）から出産予定月の翌々月までの４か月分。（多胎妊娠の場合は、６か月分）

※出産予定日の属する月と実際の出産日の属する月が乖離した場合であっても、原則、変更は行わない。

財源構成：国１／２、都道府県１／４、市町村１／４

施行時期：令和６年１月

※令和５年９月～12 月市会（定例会）にて改正条例案をご審議いただく予定